

議案第9号

鳥取県立高等学校学則の一部改正について

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出します。

平成25年3月16日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

◇鳥取県立高等学校学則の一部改正について

1 規則の改正理由

県立高等学校に設置されている専攻科を廃止することに伴い、所要の改正を行う。

2 規則案の概要

- (1) 修了証書の様式など専攻科についての規定を削る。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則案

第1条 鳥取県立高等学校学則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(休業日)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 定時制の課程の休業日については、第1項第3号及び第5号の規定にかかわらず、校長が別に定めるところによる。</p> <p>4 略</p> <p>(卒業)</p> <p>第10条 校長は、所定の全課程を修了したと認めた生徒に対して、卒業証書（<u>様式第2号</u>）を授与しなければならない。</p> <p>(証明書の交付)</p> <p>第11条 校長は、必要があると認めるときは、単位修得証明書、学習成績証明書、在学証明書、卒業証明書その他の証明書を交付することができる。</p> <p>第14条 略</p> <p>2 全日制又は定時制の課程の第1学年への入学の許可を受けようとする者は、入学許可願（<u>様式第2号の2</u>）を校長に提出しなければならない。</p> <p>3・4 略</p> <p>第15条 <u>削除</u></p>	<p>(休業日)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 定時制の課程又は<u>専攻科</u>の休業日については、第1項第3号及び第5号の規定にかかわらず、校長が別に定めるところによる。</p> <p>4 略</p> <p>(卒業又は修了)</p> <p>第10条 校長は、所定の全課程を修了したと認めた生徒に対して、卒業証書（<u>様式第1号の4</u>）又は<u>修了証書（様式第2号）</u>を授与しなければならない。</p> <p>(証明書の交付)</p> <p>第11条 校長は、必要があると認めるときは、単位修得証明書、学習成績証明書、在学証明書、卒業証明書、<u>修了証明書</u>その他の証明書を交付することができる。</p> <p>第14条 略</p> <p>2 全日制又は定時制の課程の第1学年への入学の許可を受けようとする者は、入学許可願（<u>様式第3号の2</u>）を校長に提出しなければならない。</p> <p>3・4 略</p> <p>(<u>専攻科への入学</u>)</p> <p>第15条 <u>前2条の規定は、専攻科への入学について準用する。</u></p>

第2条 鳥取県立高等学校学則の一部を次のように改正する。

様式第2号を削り、様式第1号の4を様式第2号とする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月 日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

鳥取県教育委員会規則第 号

(以下 規則案に同じ)